

資料（ ■ 経営会議 □ 調整会議 ）

開催日：平成 21 年 8 月 20 日（木）

担当課：政策部行政改革推進課

件 名：「大和市公の施設の管理運営に関する基本方針」の制定について	
提出理由：本市における公の施設の管理運営をより効率的かつ効果的に行うための基本的な方針を定めるもの。	
内 容： 1 制定の背景と趣旨 ・今年 4 月にスタートした第 8 次総合計画では、方針 2「即応性の高い行政経営」を掲げ、公共施設については、民間への委託や指定管理者制度の活用なども含めて、経営的な観点から管理を進めることとしている。 ・現在、本市においては平成 16 年度に「大和市公の施設に係る指定管理者制度の導入にあたっての基本方針」を策定し、公の施設に対し指定管理者制度を導入する際の考え方について明確にしている。 ・一方で、直営施設も含め、公の施設全体についての管理運営方針については明確化していないことから、従来の指定管理者の導入に限定した基本方針に代えて、公の施設全体の管理運営に係る基本的な考え方を明確にするものである。	2 内容 ・主な概要は次のとおり。 ・公の施設の管理運営手法の検討方針 公の施設ごとに本市が関与する必要性を十分に検証し、本市の関与の必要性が認められる場合には、当該公の施設について、施設の設置目的の効果的な達成、経済的かつ効率的な管理運営、の視点から検討し、直営又は指定管理者制度の導入のいずれかを選択するものとする。 ・直営による管理運営方針 効率的かつ効果的な運営を図るため、多様な任用形態の活用、業務委託の活用、市民参加の活用を適用するものとする。 ・指定管理者による管理運営方針 基本的に従来の基本方針に準じるが、指定期間については、施設の特性に応じて 5 年を超える期間を定めることができるものとする。 ・管理運営手法の見直し 直営施設は必要に応じ、指定管理施設は指定期間ごとに管理運営のあり方を見直し、最適な管理運営手法を選択することとする。 3 その他 ・この基本方針の制定に伴い、「大和市公の施設に係る指定管理者制度の導入にあたっての基本方針」は廃止する。
経 過 H15.9 改正地方自治法の施行による指定管理者制度の導入 H16.5 大和市公の施設に係る指定管理者制度の導入にあたっての基本方針の庁議決定	今後の予定 H21.8～9 基本方針運用マニュアル作成、指定管理更新予定施設の管理運営手法の見直し H21.10～ 指定管理者制度を選択した場合は再選定の準備、直営に変更する場合は、設置条例改正の準備 H22.12 指定管理者の指定議決、直営に変更する場合は、設置条例改正案を上程